

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		かかしの里の使用料の減免
根拠法令等及び条項		かかしの里条例第 1 2 条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	かかしの里条例第 1 2 条、かかしの里条例施行規則第 7 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 かかしの里使用料の減免（条例第 1 2 条） 市長は、特別な理由があると認めるときは、かかしの里条例第 1 1 条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 かかしの里使用料の減免基準（条例施行規則第 7 条） 条例第 12 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除するものとする。</p> <p>(1) 市内の観光団体が、観光振興等の目的のために利用するとき。 (2) 市又は栃木市教育委員会が利用するとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。</p>	